

第1章 総則

1 目的

この基準は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条及び第 8 条の 3 の規定に基づく消防同意及び防炎規制に係る審査並びに消防用設備等及び火を使用する設備等に係る届出の審査又は検査に必要な事項を定めるとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。

2 運用上の留意事項

この基準は、防火に関する規定の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するため当消防本部が附加した行政指導事項も含まれている。

これらの指導事項（基準内は★で表示）については、防火対象物の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものではあるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者及び占有者）、設計者及び施工者等（以下「関係者等」という。）に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提としなければならない。

つまり、職員が当該関係者等に対して、火災安全性向上の必要性や具体策について火災事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得てはじめて具現化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項に係る行政指導については指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないような配意が必要である。

3 用語

- (1) 法とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- (2) 令とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- (3) 規則とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）をいう。
- (5) 危規則とは、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）をいう。
- (6) 条例とは、盛岡地区広域消防組合火災予防条例（昭和 46 年盛岡市条例第 3 号）をいう。
- (7) 条則とは、盛岡地区広域消防組合火災予防条例施行規則（昭和 46 年盛岡市規則第 21 号）をいう。
- (8) 建基法とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- (9) 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- (10) 建基規則とは、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）をいう。
- (11) 特定共住省令とは、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 17 年総務省令第 40 号）をいう。
- (12) JIS とは、日本産業規格をいう。
- (13) 防火戸とは、建築基準法施行令第 109 条に規定する防火設備のうち防火戸であるものをいう。